



鳥取県公報

令和5年4月28日（金）
第9493号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（228）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可（229）（水環境保全課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の定款の変更の認可（230）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除予定（231）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の役員の就退任（232）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 3
	土地改良事業計画の変更の認可（233）（〃）・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	狩猟免許試験の実施（緑豊かな自然課）・・・・・・・・・・ 4
	狩猟免許の更新に係る適性試験等の実施（〃）・・・・・・・・・・ 5
◇ 調達公告	落札者の決定（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
とみます医科・歯科クリニック	米子市富益町3533-2	令和5年4月1日

鳥取県告示第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
北栄町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北条都市計画下水道事業 北栄町特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間
平成16年2月24日から令和11年3月31日まで
(変更前 平成16年2月24日から平成36年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
追加する部分
東伯郡北栄町大字北条島字小屋島の一部
 - (2) 使用の部分
追加する部分
東伯郡北栄町大字北条島字八反田、字岡、字屋敷、字前田、字小屋島、字五反田、字和田、字和田沖、字内和田、字越前、字城ノ内及び字竹下の各一部
変更する部分
東伯郡北栄町大字北尾字金部及び字東稲場並びに大字北条島字樋詰、字内座、字苧山及び字島畷の各一部

鳥取県告示第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、岩美土地改良区の定款の変更を令和5年4月18日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第231号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字御崎川尻北3100の3・字東灘北3150の7・字上大灘東北3151の17・3151の19（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字御崎川尻北3100の3・字東灘北3150の7・字上大灘東北3151の17・3151の19（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第232号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり南部町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年4月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

退任した役員の氏名及び住所

理 事	亀 尾 公 美	西伯郡南部町福成575
〃	野 口 信 一	西伯郡南部町福成1338
〃	畠 稔 明	西伯郡南部町清水川167
〃	持 田 茂 文	西伯郡南部町三崎106
〃	北 尾 勝	西伯郡南部町原628
〃	恩 田 一 秀	西伯郡南部町原801
〃	前 谷 正 男	西伯郡南部町絹屋953
〃	板 利喜夫	西伯郡南部町落合311
〃	井 上 武	西伯郡南部町鴨部1434
〃	遠 藤 宏 明	西伯郡南部町中1368
監 事	井 原 啓 明	西伯郡南部町福成2095-1
〃	細 村 寿 朗	西伯郡南部町北方2686-1
〃	高 木 正 吾	西伯郡南部町馬場272

令和5年4月4日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	田 子 信 朗	西伯郡南部町境977
〃	植 田 秋 博	西伯郡南部町福成2504

// 秦 哲 郎 西伯郡南部町阿賀122
 // 持 田 茂 文 西伯郡南部町三崎106
 // 恩 田 一 秀 西伯郡南部町原801
 // 田 中 善 照 西伯郡南部町北方2689-1
 // 前 田 巧 西伯郡南部町絹屋237
 // 板 利喜夫 西伯郡南部町落合311
 // 井 上 武 西伯郡南部町鴨部1434
 // 遠 藤 宏 明 西伯郡南部町中1368
 監 事 大 江 克 巳 西伯郡南部町市山361
 // 亀 尾 和 男 西伯郡南部町福成510
 // 加 納 郁 夫 西伯郡南部町原145
 令和5年4月5日就任 任期4年

鳥取県告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、大山山麓地区土地改良区連合が行う土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更を令和5年4月10日認可したので、同法第84条において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

令和5年4月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和5年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 受験対象者
鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの
- 2 実施期日等

実施期日	時間	場所
令和5年7月9日（日）	午前9時30分から午後5時まで	倉吉会場（1回目） 倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷大研修室ほか
令和5年7月29日（土）	”	米子会場 米子市末広町294 米子コンベンションセンター第7会議室ほか
令和5年8月27日（日）	”	鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂ほか
令和5年12月3日（日）	”	倉吉会場（2回目） 倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷大研修室ほか

なお、希望する試験日の会場が定員を超えた場合は、他の会場での受験となる場合がある。

- 3 試験
 - (1) 科目

- ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）
- イ 知識試験（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識）
- ウ 技能試験（猟具の取扱い、判別及び架設、距離の目測並びに鳥獣の判別）

(2) 時間

6時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、7に定める担当課に郵送し、又は持参すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書（申請前概ね3月以内に受診し、交付されたものに限る。）
- (3) 84円切手1枚を貼り付けた長形3号の封筒で、その表面に受験者の住所及び氏名を記載したもの1枚（受験票返送用）

5 申込受付期間

令和5年5月8日（月）から会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 倉吉会場（1回目） 令和5年6月23日（金）
- (2) 米子会場 令和5年7月14日（金）
- (3) 鳥取会場 令和5年8月14日（月）
- (4) 倉吉会場（2回目） 令和5年11月17日（金）

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円
 - イ その他の者 4,300円
- (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円
 - イ その他の者 5,200円

(3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額を県が配布する納付書又は県庁本庁舎及び各総合事務所に設置される納付窓口により納付し、納付済証を狩猟免許申請書に添付して提出すること。

7 その他

詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

住所地	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7872
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	683-0054	米子市糝町一丁目160	0859-31-9628

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第

2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和5年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 適性試験の実施期日等

(1) 次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定めるとおりとする。

住所地	実施期日	時間	場所
鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	令和5年7月21日（金）	午前10時から 午後3時30分 まで	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町中央公民館大集会室
鳥取市（平成16年10月31日における岩美郡国府町及び福部村、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町並びに鳥取市の区域に限る。）及び岩美郡	令和5年8月20日（日）	午前10時から 午後3時30分 まで	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂ほか
倉吉市及び東伯郡	令和5年7月27日（木）	午前9時から 午後1時まで	倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心セミナールーム
米子市、境港市及び西伯郡	令和5年7月23日（日）	午前10時から 午後3時30分 まで	米子市末広町294 米子コンベンションセンター第7 会議室
日野郡	令和5年8月29日（火）	午前10時30分 から正午まで	日野郡日南町霞785 日南町総合文化センター多目的ホ ール

なお、該当する会場により難い者については、8に定める担当課に申し出て承認が得られた場合は、他の会場において適性試験を受けることができる。

(2) (1)の会場で更新できなかった者については、次のとおりとする。

実施期日	時間	場所
令和5年9月14日（木）	午前9時30分 から午前11時 まで	倉吉市東巖城町2 中部総合事務所入札室

3 講習

別途配布する講習資料により自宅学習することをもって鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第61条第1項に規定する講習を受講したものとみなす。

4 適性試験

狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、8に定める担当課に郵送し、又は持参すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現

に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書（申請前概ね3月以内に受診し、交付されたものに限る。）

- (3) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者であつて、適性試験の免除を受けようとするものにあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した適性確認書
- (4) 84円切手1枚を貼り付けた長形3号の封筒で、その表面に受験者の住所及び氏名を記載したもの1枚(受験票返送用。郵送により申請する者のみ。)

6 申込受付期間

令和5年5月15日（月）から次に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (1) 鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡
令和5年7月10日（月）
- (2) 鳥取市（平成16年10月31日における岩美郡国府町及び福部村、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町並びに鳥取市の区域に限る。）及び岩美郡
令和5年8月7日（月）
- (3) 倉吉市及び東伯郡
令和5年7月19日（水）
- (4) 米子市、境港市及び西伯郡
令和5年7月12日（水）
- (5) 日野郡
令和5年8月18日（金）

また、2の(2)の会場については、令和5年8月14日（月）から同年9月4日（月）までとする。

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許更新手数料 2,900円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を県が配布する納付書又は県庁本庁舎及び各総合事務所を設置される納付窓口により納付し、納付済証を狩猟免許申請書に添付して提出すること。

8 その他

詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

住所地	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7872
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	683-0054	米子市糶町一丁目160	0859-31-9628

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月28日

鳥取県立中央病院長 廣 岡 保 明

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立中央病院医薬品 献血ヴェノグロブリン I H10%静注10g /100mL
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和5年3月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 ティーエスアルフレッサ株式会社鳥取支店
鳥取市千代水一丁目1-6

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 5 落札金額 | 1箱当たり64,081円（消費税及び地方消費税の額を除く。） |
| 6 入札公告日 | 令和5年2月7日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営戦略課
鳥取市江津730 |